

# 機械装置の要望にあたって（注意事項等）

@要望する機械装置の考え方は以下の通りです（要望する機械装置の選定まで）

① 導入目的の取組・作業等と成果目標は何ですか？（導入の必要性）

- ・当該機械装置の要望にあたり、導入目的（導入の必要性）と成果目標を整理して下さい
- ・現有機械装置の「更新」となる場合は、要望の対象になりません

② ①の取組・作業等は、実施要領 別表1「機械装置の区分」に該当しますか？

- ・「機械装置の区分」に記載の無い作業等を対象にした機械装置は補助対象にはなりません

③ 実施要領 別表1「仕様等」に該当する機械装置ですか？

- ・「仕様等」に記載の無い種類の機械装置は補助対象にはなりません
- ・「導入の必要性」と整合性の取れない機械装置は要望できません

④ 具体的な機械装置名、金額を要望して下さい

- ・機械装置名は「対象機械装置一覧」をもとに選択して下さい
- ・要望額は最低1者の見積を徴し、具体的な根拠のある額を記載して下さい
- ・要望される機械装置の性能・大きさ等は取組内容に沿ったものを選定してください
- ・要望額には対象外の経費（輸送費、工事費、車輛登録費等）は含まないでください

# 貸付対象機械装置について

実施要領別表1の貸付対象機械装置に掲げる機械装置とは、以下の考え方に基づくものです。このため、機能・性能が、仕様等に例挙される機械装置と同等と判断される機械装置を対象といたします。

## 【基本的な考え方】

当該機械装置が単独で導入されることにより、飼養管理作業、飼料生産・調製作業、家畜ふん尿処理作業の一部を高度化、省力化することで収益性向上に資する機械装置であること（畜舎や堆肥舎及びそれと同等の機能を有する設備等は対象外とします）。

ただし、以下に掲げるものについては、支援対象としません。

- (1) 家畜飼養管理施設、家畜排せつ物処理施設及びそれと同等の機能を有する機械・設備及び搾乳用施設設備  
例) 組立て式簡易型畜舎、密閉型縦型(横型)発酵装置、ミルキングパーラー等
- (2) と畜・食鳥処理に係る設備・機械  
例) 背割り機、皮はぎ機、脱骨機等
- (3) 取組に比較し過大となる食肉加工・乳製品加工装置  
例) 中心的な経営体が生産する畜産物を利用した6次産業化的な取組を支援しており、その枠を超えるものは対象としません

また、本事業は、畜産クラスターの枠組みで支援を行うものであること及び機械導入事業としての適正性を担保する観点から、

- ・ 都道府県知事が認定した畜産クラスター計画において、行動計画に位置づけられ、取組に直接必要な機械装置であること
  - ・ 機械装置の価格が明らかであり、機能や効果について畜産現場で一定の評価を得たものであること
  - ・ リース方式の場合は、リース物件として扱えるものとして、リース期間を原則として7年以内で設定できるものであること
- が必要です。

また、単に既存の機械装置の更新ではなく、その機械装置の活用により、生産コストの低減、畜産物の高付加価値化、畜産物等の新規需要の創出及び飼料自給率の向上を通じた収益性の向上が求められることに留意いただく必要があります。

# 1 参加要望書作成にあたっての注意事項

- ①参加要望書の作成にあたっては、事業実施要領等の他、この資料を熟読の上、作成して下さい
- ②**〆切を過ぎた要望は受け付けられません**のでご注意ください
- ③その他、以下について**精査の上、要望の提出**をお願いいたします
  - ・**事業対象外の機械装置が含まれていないか**確認して下さい
  - ・要望書の「**機械装置名**」は、添付『**対象機械装置一覧**』の「**機械装置名**」欄に記載の名称を選択して下さい  
(例) 「**ジャイロレーキ**」を要望する場合は「**レーキ**」を選択
  - ・**要望の単位は、添付『対象機械装置一覧』の「機械装置名」ごと**として下さい
  - ・知事の特認が必要な機械装置の要望を出される際は、県庁担当課様に確認をお願いいたします
  - ・成果目標の作成にあたっては、本資料記載の『**Q&A (抜粋版)**』をご確認の上、作成して下さい。また、**設定根拠が取組内容等に沿っているか**の確認もして下さい
  - ・**取組主体 (転貸の場合は貸付主体も) が事業要件を満たしているか**確認して下さい
- ④**ルールに沿わない要望書**の精査・再確認のため、これまで配分予定額の通知まで時間を要しています。そのため、円滑な事業執行のためにご協力をお願いいたします。



# 参加要望書の変更点

参加要望書の様式のうち、以下の赤字の箇所が変更になっていきますのでご注意ください。

別記様式第1号

平成 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)参加要望書 (※1)

畜産クラスター協議会名 (都道府県)	( )
-----------------------	-----

○優先順位の考え方(どのような視点から協議会内の優先順位を決定したのか記入してください。)

--

優先順位※2	事業区分※3	施設整備との一体性※5	所属(団体等名)	中心的经营体確認※6	取組主体等名※7	貸付主体から借受を行う場合の取組主体		飼養区分※9	飼養頭羽数※10	補助対象機械装置			機械装置導入の妥当性等の確認※12		機械装置価格、補助金等				成果目標	成果目標に係る設定根拠			備考					
						氏名	取組主体の所在地(市町村名)			取組主体要件※8	機械装置の区分※11	機械装置名	数量	規模・数量の妥当性※13	既存の機械装置の有無確認※14	導入の必要性※15	機械価格 A	消費税 B		計(A+B)	補助率	補助金額(A×1/2以内)		成果目標の種類(1~4)※17	成果目標として取組む具体的な内容※18	現状値(事業実施前年度)	目標値(事業実施翌年度)	増加(削減)率(%)※19
1																												
2																												
3																												
4																												
5																												
6																												
7																												
8																												
9																												
10																												
合計																												

チーズ工房向け原料乳供給を行う経営がコスト低減や生乳の高品質化のための機械導入を行う場合は、  
1(チーズ工房への供給)、  
2(自らがチーズ工房)のいずれかの番号を記入。

飼養頭数は飼養区分に応じた現在の総頭羽数を記入する。  
(事業区分2の事業を除く)

「飼養頭羽数」の内訳として以下の頭数を記入する。  
・酪農は「搾乳牛頭数」  
・肉用牛は「繁殖雌牛頭数」  
・養豚は「母豚頭数」  
・その他の家畜又は該当がない場合は記入不要

- ※1 要望調査回を記入。
- ※2 都道府県の意見を反映した機械装置ごとの優先順位とし、同一順位は不可(電子媒体で提出の際はセルの変更もしいこと)。なお、機械装置と各種アタッチメント等を一体的に導入したい場合には、優先順位は連番とし、備考欄に「○番と一体的導入」と記載。
- ※3 事業区分は1(畜産経営強化支援事業)、2(飼料生産受託組織等経営高度化支援事業)のいずれかの番号を記入。
- ※4 チーズ工房向け原料乳供給を行う経営がコスト低減や生乳の高品質化のための機械導入を行う場合は、1(チーズ工房への供給)、2(自らがチーズ工房)のいずれかの番号を記入。
- ※5 施設整備との一体性は、機械装置の導入に併せ、当該年度内に畜舎等施設整備を行う場合とし、「活用事業」は1(畜産クラスター事業)、2(他の事業)、3(自己資金)のいずれかの番号を記入。また、「整備内容」に施設名、整備予定年月を記入。
- ※6 畜産クラスター計画の中心的经营体確認に位置づけられている場合は○、同計画を申請中の場合は△を記入。
- ※7 取組主体の場合にあっては取組主体氏名を、貸付主体の場合にあっては組織名を記入。
- ※8 認定農業者については「認定」、新規就農者については「新規」、認定農業者・新規就農者に該当する2者以上で構成する集団については「集団」、その他の場合は「団体等」と記入。飼料生産受託組織等経営高度化支援事業については1(面積拡大)、2(収穫量増加)、3(飼料自給率増加)を記入し、複数の場合は1・2、1・3、2・3、1・2・3と記入。
- ※9 飼養区分は「酪農」、「肉用牛(肥育)」、「肉用牛(一貫)」、「肉用牛(繁殖)」、「養豚」、「採卵鶏」、「ブロイラー」、「その他家畜」、「飼料受託等」を記入。複数にまたがる場合には当該機械装置を主に利用する畜種等を記入。なお、「その他家畜」の場合は飼養畜種がわかるよう記載。
- ※10 飼養頭数は飼養区分に応じた現在の総頭羽数を記入(事業区分2の事業を除く)。なお、酪農については「搾乳牛頭数」、肉用牛については「繁殖雌牛頭数」、養豚については「母豚頭数」を内訳として記入し、その他の家畜又は該当がない場合は記入不要。
- ※11 要領別紙2の別表1の区分を記入。
- ※12 協議会において確認の上、記入。
- ※13 規模・数量が妥当である場合は○を記入。
- ※14 既存の機械装置がある場合は○を記入。
- ※15 要望する機械装置の必要性を具体的に記載し、必要な資料を添付。
- ※16 クラスター計画に記載しているテーマのうち、取り組むテーマ(i:新規就農の確保、ii:担い手の育成、iii:労働負担の軽減、iv:飼養規模の拡大・飼養管理の改善、v:自給飼料の拡大、vi:畜産環境問題への対応)の番号を記入。(複数の取組を行う場合は、該当する全ての番号を記入すること。)
- ※17 補助対象機械装置の法定耐用年数を踏まえ、「1:販売額の5%以上の増加」、「2:生産コストの5%以上の削減」、「3:農業所得又は営業利益の5%以上の増加」、「4:自給飼料収穫量又は利用量の5%以上の増加」(飼料生産受託組織等経営高度化支援事業に限る。)のいずれかを設定し、番号を記入。
- ※18 飼養管理作業、飼料生産・調整作業、家畜ふん尿処理等の一部の高度化、省力化として具体的に取り組む内容を記載(例:自動給餌機導入の場合=多回給餌による生乳生産量の増加)。現状値については、事業実施前年度の実績が明らかでない場合は、その前年度の値を記載。
- ※19 成果目標値は、定量的かつ検証可能な指標を設定し、クラスター協議会において、現状値及び目標値の根拠となる資料を保管。成果目標値は、増加(削減)率(%)=(事業実施翌年度の値-事業実施前年度の値)/事業実施前年度の値×100(%)を記載。
- ※20 あらかじめ中古品を要望することが確実な場合は、備考欄に「中古品」と記載し、「残存期間(法定耐用年数-経過年数)」を記載。

取り組むテーマの番号に注意して下さい。

# II 参加要望書作成にあたっての注意事項①

## 〔入力上の注意点〕

- ・当該情報は必ず入力し「別紙参照」などは不可
  - ・黄色の項目はプルダウンが設定されていますので、プルダウンから選択してください。
  - ・水色の項目は数式等が設定されていますので、入力の必要はありません。
  - ・入力が必要な記載項目に該当のない場合には、「-」を記載ください。
  - ・数字は半角で入力。また、金額を入力する際は「千円」「万円」等は不可。
  - ・セル内での改行はしないでください。
- ※要望書のデータファイルは、  
 ①EXCEL2010以降用  
 ②EXCEL2007以前用  
 の2種類を用意しますので、お使いのEXCELに応じて使用ください。

各項目名の上段に、赤字で入力内容の注意事項等が記載されていますので、入力時の参考にしてください。

黄色の項目は、プルダウンから選択してください。

【所属】の欄の記入漏れが多いので、必ず正式名称で記入してください。所属する団体がない場合は「-」を入力してください。

・協議会で規模・数量の妥当性を確認の上、「○」を選択してください。  
 ・既存の機械装置がある場合は「○」、ない場合は「-」を選択ください。  
 ・導入の必要性は、既存の機械装置の有無に関わらず、必ず記入ください。

優先順位	事業区分	国産チーズ振興枠	施設整備との一体性	所属(団体等名)	中心的経営体確認	取組主体等名	貸付主体から借受を行う場合の取組主体	取組主体の所在地(市町村名)	取組主体要件	飼養区分	飼養頭数	補助対象機械装置			機械装置導入の妥当性等の確認		機械装置価格、補助金等				クラスター計画のテーマ番号(成果目標)	成果目標の種類	成果目標に係る設定根拠			成果目標値	備考		
												うち搾乳牛、繁殖雌牛、母豚	機械装置の区分	機械装置名	数量	規模・数量の妥当性	既存の機械装置の有無確認	導入の必要性	機械価格A	消費税B			計(A+B)	補助率	補助金額(A×1/2以内)			現状値(事業実施前年度)	目標値(事業実施年度)
1							氏名																						
2																													
3																													
4																													
10																													

「活用事業」の欄で1~3のいずれかの数字を選択した場合は、「整備時期・内容」の欄に記入が必要です。

・機械装置価格は、「機械価格A」のみ入力してください(消費税B※、計(A+B)、補助金額(A×1/2)には数式が組み込まれています)。  
 ・機械装置価格は、業者による概算見積等による具体的な数字を記入ください。(ただし、事業参加申請の際は入札または3者以上の見積合せが必要です)  
 ※消費税Bの算式は、小数点以下切捨てで設定しています。

・農協等による再貸付が予定されている場合は、「取組主体等名」の欄に貸付主体名(農協等)、「貸付主体から借受を行う場合の取組主体」欄に、再貸付を受ける取組主体の氏名を記入してください。  
 ・取組主体の所在地については、直貸・再貸付を問わず、記入ください。  
 ・法人化、経営移譲を計画している取組主体にあつては、「取組主体等名」の欄、クラスター計画の中心的経営体の氏名の欄に「○年○月頃、法人化(△△に経営移譲)の予定あり」等の情報を記入ください。

・「機械装置の区分」および「機械装置名」については、  
 ①該当する機械装置の区分をプルダウンで選択した後  
 ②機械装置名をプルダウンから選択してください。  
 ・機械装置は「一式」などの形でくくらずに、『対象機械装置一覧』に記載の機械装置ごとに記入してください。(「飼養管理機械装置一式」「食肉加工機械装置一式」「集卵関係機械装置一式」等の記載は不可)  
 ・ホイールローダー等については、アタッチメント類も要望する場合は(バケット除く)『対象機械装置一覧』に記載のアタッチメントを選択してください。  
 ・特認が必要な機械装置は、特認が得られることを確認した上で要望してください。  
 ・畜産物加工用機械装置は、中心的経営体が生産する畜産物を利用した”新たな6次産業化への取組の範囲を超えていない”ことをご確認ください。

・「クラスター計画のテーマ番号」の欄に、複数のテーマ番号を併記する場合は、「i・v」等、ローマ数字を中ポツ(全角)で区切ってください。  
 ・「成果目標の種類」の欄については、事業区分が「1」の場合は「1~3」のみが選択可能です。「2」の場合は「1~4」のいずれかが選択できます。  
 ・成果目標の「現状値」が事業実施前々年度の場合は、「成果目標として取組む具体的な内容」の欄にその旨を記入ください。  
 ・「現状値」および「目標値」の欄には数字のみ、その右隣のセルには単位のみを記入ください。  
 ・「成果目標値」の欄には数式を組み込んでいますので、入力の必要はありません。なお、成果目標値は小数点以下第1位まで表示します(小数点以下第2位切捨て)。



### Ⅲ 参加要望書作成にあたっての注意事項②

参加要望書の注釈もよくお読みの上、要望書の作成をして下さい。

- ※1 要望調査回を記入。
- ※2 都道府県の意見を反映した機械装置ごとの優先順位とし、同一順位は不可（電子媒体で提出の際はセルの変更もしないこと）。なお、機械装置と各種アタッチメント等を一体的に導入したい場合には、優先順位は連番とし、備考欄に「○番と一体的導入」と記載。
- ※3 事業区分は1（畜産経営強化支援事業）、2（飼料生産受託組織等経営高度化支援事業）のいずれかの番号を記入。
- ※4 チーズ工房向け原料乳供給を行う経営がコスト低減や生乳の高品質化のための機械導入を行う場合は、1（チーズ工房への供給）、2（自らがチーズ工房）のいずれかの番号を記入。
- ※5 施設整備との一体性は、機械装置の導入に併せ、当該年度内に畜舎等施設整備を行う場合とし、「活用事業」は1（畜産クラスター事業）、2（他の事業）、3（自己資金）のいずれかの番号を記入。また、「整備内容」に施設名、整備予定年月を記入。
- ※6 畜産クラスター計画の中心的な経営体に位置づけられている場合は○、同計画を申請中の場合は△を記入。
- ※7 取組主体の場合にあっては取組主体氏名を、貸付主体の場合にあっては組織名を記入。
- ※8 認定農業者については「認定」、新規就農者については「新規」、認定農業者・新規就農者に該当する2者以上で構成する集団については「集団」、その他の場合は「団体等」と記入。飼料生産受託組織等経営高度化支援事業については1（面積拡大）、2（収穫量増加）、3（飼料自給率増加）を記入し、複数の場合は1・2、1・3、2・3、1・2・3と記入。
- ※9 飼養区分は「酪農」、「肉用牛（肥育）」、「肉用牛（一貫）」、「肉用牛（繁殖）」、「養豚」、「採卵鶏」、「ブロイラー」、「その他家畜」、「飼料受託等」を記入。複数にまたがる場合には当該機械装置を主に利用する畜種等を記入。なお、「その他家畜」の場合は飼養畜種がわかるよう記載。
- ※10 飼養頭数は飼養区分に応じた現在の総頭羽数を記入（事業区分2の事業を除く）。なお、酪農について「搾乳牛頭数」、肉用牛については「繁殖雌牛頭数」、養豚について「母豚頭数」を内訳として記入し、その他の家畜又は該当がない場合は記入不要。
- ※11 要領別紙2の別表1の区分を記入。
- ※12 協議会において確認の上、記入。
- ※13 規模・数量が妥当である場合は○を記入。
- ※14 既存の機械装置がある場合は○を記入。
- ※15 要望する機械装置の必要性を具体的に記載し、必要な資料を添付。
- ※16 クラスター計画に記載しているテーマのうち、取り組むテーマ（i：新規就農の確保、ii：担い手の育成、iii：労働負担の軽減、iv：飼養規模の拡大・飼養管理の改善、v：自給飼料の拡大、vi：畜産環境問題への対応）の番号を記入。（複数の取組を行う場合は、該当する全ての番号を記入すること。）
- ※17 補助対象機械装置の法定耐用年数を踏まえ、「1：販売額の5%以上の増加」、「2：生産コストの5%以上の削減」、「3：農業所得又は営業利益の5%以上の増加」、「4：自給飼料収穫量又は利用量の5%以上の増加」（飼料生産受託組織等経営高度化支援事業に限る。）のいずれかを設定し、番号を記入。
- ※18 飼養管理作業、飼料生産・調整作業、家畜ふん尿処理等の一部の高度化、省力化として具体的に取り組む内容を記載（例：自動給餌機導入の場合＝多回給餌による生乳生産量の増加）。現状値については、事業実施前年度の実績が明らかでない場合は、その前年度の値を記載。
- ※19 成果目標値は、定量的かつ検証可能な指標を設定し、クラスター協議会において、現状値及び目標値の根拠となる資料を保管。成果目標値は、増加（削減）率（%）＝{（事業実施翌年度の値－事業実施前年度の値）／事業実施前年度の値}×100（%）を記載。
- ※20 あらかじめ中古品を要望することが確実な場合は、備考欄に「中古品」と記載し、「残存期間（法定耐用年数－経過年数）」を記載。

#### IV 機械装置の区分・仕様等で対象となる機械装置にご注意下さい

機械装置の要望にあたり、特に以下の間違いが多いため、ご注意願います。

- ① 「堆肥調製散布関係機械装置」としてのホイールローダー、スキッドステアローダー、シャベルローダーは、「切返作業機（堆肥の切り返し用）」として補助対象となっておりますが、畜舎の除糞作業用としては補助対象になっておりません
- ② 「飼料収穫・調製用機械装置」の「サイレージ等取出・積込機」としてホイールローダーとベールグラブを要望する場合は、それぞれの機械装置を個別に要望していただく必要があります
- ③ 「飼料収穫・調製用機械装置」としてのフォークリフトは、「サイレージ等取出・積込機」としてのみ補助対象です
- ④ 「飼料調製用機械装置」としてのフォークリフトは、「TMR調製作業用」として要望される場合のみ補助対象です
- ⑤ 「エコフィード調製・給与関係機械装置」としてのフォークリフト、ホイールローダーは、「エコフィード調製作業用」として要望される場合のみ補助対象です。
- ⑥ 「飼料給与関係機械装置」としてフォークリフト、ホイールローダー、スキッドステアローダー、シャベルローダー、テレハンドラーは補助対象になっておりません
- ⑦ 「飼料収穫・調製用機械装置」の「刈取機」について、トラクターの前後に取り付ける機械装置は、個別に要望していただく必要があります

V 参加要望書の以下の項目については、特に再度の確認をお願いいたします。

## “取組主体”

- ・ 取組主体は事業の要件を満たしていますか？もしくは、参加申請までに要件を満たす見込みですか？
- ・ 取組主体のお名前、法人名等に間違いはありませんか？
- ・ 法人で無い方の「屋号」は取組主体名には使えませんので、個人名で要望してください

## “導入の必要性”

- ・ 要望する機械装置の必要性を具体的に記載してください
- ・ 単純な更新では無いことがわかるように必要性を記載して下さい
- ・ 必要な場合は、資料を添付してください

「導入の必要性」の記入例 ※あくまで例示です。要望内容に即した記載をしてください。

@「飼料給与関係機械装置」→「自動給餌器」

- ・ 現在、手作業で対応している給餌作業を自動給餌器の導入により効率化することで増頭を図る

@「堆肥調製散布関係機械装置」→「切返作業機（ホイールローダー）」

- ・ 現存のホイールローダーは堆肥の切り返しとサイレージの取出・積込に併用しているため、堆肥の切り返し専用機として導入し、作業効率と衛生対策の向上を図る

@「搾乳関係機械装置」→「バルククーラー」

- ・ 経産牛の飼養規模拡大（〇頭→〇頭）による産乳量の増加に対応するため、大型のバルククーラーを導入する

## “成果目標として取組む具体的な内容”

- ・ 飼養管理作業、飼料生産・調整作業、家畜ふん尿処理等の一部の高度化、省力化として具体的に取組む内容を記載して下さい
- ・ 成果目標はQ&Aに示されているとおりに作成されていますか？また、取組内容に沿ったものとなっていますか？
- ・ 現状値については、事業実施前年度の実績が明らかでない場合は、その前年度の値を記載して下さい
- ・ 目標値が現状値から5%以上となっていることを確認してください



## 問4-4 機械導入事業の成果目標はどのように考えればよいのですか。

- 1 成果目標値は、現状値に対する改善率であり、目標年度は事業実施年度（機械を導入した年度）の翌年度となります。計算方法は以下のとおりです。

$$\frac{\text{目標値（事業実施年度の翌年度の値）} - \text{現状値（事業実施年度の前年度の値）}}{\text{現状値（事業実施年度の前年度の値）}}$$

目標値 / 現状値ではないことに注意

- 2 事業実施要領において、成果目標は10年後に以下のいずれかを達成することを目指して、事業実施年度の翌年度に達成すべき水準を目標として設定することとしています。
- 販売額の10%以上の増加
  - 生産コストの10%以上の削減
  - 農業所得又は営業利益の10%以上の増加
  - 自給飼料収穫量又は利用量の10%以上の増加（飼料生産受託組織等経営高度化支援事業のみ）

なお、事業実施年度の翌年度に達成すべき水準としては、ほとんどの農業機械の耐用年数が7年であり10年の間に2度導入の機会があること及び機械導入による効果は機械導入後速やかに発揮されると考えられることを勘案して、次のとおりとしますので、目標設定の際に留意してください。

- 販売額の5%以上の増加
- 生産コストの5%以上の削減
- 農業所得又は営業利益の5%以上の増加
- 自給飼料収穫量又は利用量の5%以上の増加（飼料生産受託組織等経営高度化支援事業のみ）

- 3 成果目標の設定にあたっては、機械導入を含む畜産経営の収益性向上のための取組によって達成する目標を設定してください。例えば、
- 飼養規模拡大のために必要な機械装置を導入する場合：飼養規模拡大による販売額増加
  - 労働負担を軽減するために省力化機械を導入する場合：労働時間減少により労働費（家族労働費含む）の低減によるコスト削減労働余力を飼養管理の改善に振り向けることによる販売額増加や所得向上などが考えられます。

なお、販売額や生産コストを金額で表すことが困難な場合については、販売額の増加や生産コストの削減につながるものが明らかな他の指標（生産量や飼養頭数の増加等）を目標値として設定してもかまいません。

- 4 協議会は、事業実施翌年度に効果の検証を行い、成果報告書を提出することとなっています。また、目標を達成していない取組主体であって、改善が見込まれないと判断される場合は、調査・報告を求めることがありますので、

取組主体においては、導入した機械装置の維持管理及び使用状況について記録するとともに、畜産クラスター協議会、リース事業者においては、それらを含めたリース状況について把握をお願いします。

問45 機械導入事業の成果目標は、経営全体について5%改善する必要がありますか。例えば、飼料収穫機を導入した場合、生産コスト削減として飼料費の5%削減でもよいですか。

- 1 機械装置は、飼養管理作業、飼料生産・調整作業、家畜ふん尿処理作業の一部を高度化、省力化することで収益性向上に資するものとされています。このため、必ずしも経営全体で見た販売額やコストが5%改善しなくても、機械導入により高度化・省力化される部分について生産コスト削減が実現されることを目標として設定することも可能です。ご質問のように、飼料収穫機を導入した場合には、そのことによって飼料生産を効率化・拡大して自給飼料利用量を増やし、飼料費全体を低減することを目標として設定することができます。
- 2 また、例えば堆肥の切り返し装置を導入した場合であれば、  
良質な堆肥生産による堆肥販売の拡大による副産物価額の増加  
ふん尿処理に係る経費の削減  
等を目標として設定することも可能です。

問46 成果は当該機械の導入による直接の効果のみとしなくてはなりませんか。

- 1 経営全体の収益性を向上するための取組に必要な機械装置を導入する場合は、その取組全体の効果を成果目標として設定することが可能です。
- 2 例えば、飼養規模を拡大する取組に必要な機械装置として、ふん尿処理量の増加に対応するための堆肥調整装置を導入する場合は、飼養規模の拡大による販売額増加効果等を成果指標として設定することが可能です。

問47 発情発見装置を導入した場合、受胎から子牛が出荷されるまでには2年近くかかるため、実際に販売額や所得向上の効果が現れるのは翌々年度以降になります。このような場合、機械導入翌年度の効果はどのように考えればよいですか。

- 1 そのような場合は、機械導入翌年度に検証可能であって、販売額の増加や生産コストの削減につながる事が明らかな指標（例えば受胎率、分娩間隔等）を目標値として設定することができます。ただし、設定した目標値から見込まれる効果（分娩間隔の短縮により見込まれる子牛1頭当たり生産コストの削減や、子牛出荷頭数の増加により見込まれる販売額の増加）として5%以上改善することを説明する必要があります。

問48 販売額の増加を目標とする場合に、生産物価格（単価）は変動しないと仮定してもかまいませんか。

- 1 成果目標を設定する時点で、事業実施翌年度の生産物価格を確実性を持って見通すことは難しいため、実績値から変動しないと仮定してもかまいません。
- 2 なお、事業実績報告の際に価格が大幅に低下又は上昇していた場合は、その要因を分析し考察してください。

問49 省力化機械を導入して労働コストの削減を図る場合などは、家族労働費を金額に換算して成果目標として設定しなくてはなりませんか。

- 1 金額に換算することが難しい場合は、労働時間の減少を目標値としてもかまいません。ただし、全労働時間に対して5%以上の削減目標とする必要があります。
- 2 省力化機械を導入する場合の成果目標の設定方法としては、生産コスト削減のほかに、節約された労働時間を経営改善のための取組に振り向けることによる販売額の増加や農業所得等の増加を目標とすることが考えられます。

問50 災害時に使用する自家発電機の成果目標は、どう考えればよいのですか。

- 1 事業に参加できる者は、飼養頭羽数の増加又は生産資材、労働力、資本の引受等により規模を拡大するものとして畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体としています。このため、自家発電機を導入する場合にあっては、中心的な経営体として畜産クラスター計画に位置づけられた取組を実施することで達成することを見込んでいる成果を成果目標として設定して差し支えありません。

問51 複数の機械装置を同時に導入する場合は、それぞれの機械装置について5%の成果目標を設定する必要がありますか。

- 1 経営全体の収益性を向上するための取組に必要な複数の機械装置を導入する場合は、その取組による経営全体に対する効果を成果目標として設定することが可能です。
- 2 例えば、飼料収穫機と搾乳ロボットをそれぞれ導入する場合に、
  - (1) 規模拡大等により経営全体の収益性を向上するために必要な飼料収穫機と搾乳ロボットを導入し、経営全体で5%以上の農業所得増加を達成することを目標として設定
  - (2) 飼料収穫機を飼料コスト低減のために、搾乳ロボットを生乳生産量増加のために導入するため、それぞれ別の成果目標を設定のいずれも可能です。
- 3 なお、2(2)の場合はそれぞれについて5%以上の成果目標を設定してください。

問52 「現状値」は事業実施の前年度とされていますが、要望調査を提出する時点で前年度の数値がわからない場合はどうすればよいですか。

現状値は原則として機械導入の前年度の実績値としますが、要望調査のタイミングにより導入前年度の実績値が明らかでない場合は、その前年度(機械導入の前々年度)の実績値を現状値としてもかまいません。

問53 発注から納品までに時間がかかる等の事情により、当初予定した年度に機械を導入できず翌年度にずれこんだ場合、現状値及び目標値の年度はどのように考えればよいですか。

- 1 そのような場合は、目標値は実際に機械が導入された翌年度の値としてください。なお、現状値については、当初設定した年度のままでかまいません。